

Title	ギゾーの文明論 (2)
Sub Title	Guizot dans son temps (2) : à propos de son "Histoire de la civilisation en Europe"
Author	後平, 隆(Gohira, Takashi)
Publisher	慶應義塾大学日吉紀要刊行委員会
Publication year	2002
Jtitle	慶應義塾大学日吉紀要. フランス語フランス文学 No.34 (2002. 3) ,p.105- 122
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN10030184-20020331-0105

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

ギゾーの文明論（２）

後 平 隆

１．文明史と代議制の歴史と

ギゾーの文明論という、とにかくそのフランス至上主義とでもいうか、祖国礼賛の面が取り上げられることが多い。たしかに『ヨーロッパ文明史』第１章冒頭で、ギゾーは「明晰性、社交性、共感の能力」をフランス文明の特質として称揚し、ヨーロッパのよその国に起源をもついかなる思想や制度もそれが自国の境界を越えヨーロッパに伝播するには一旦フランスを通過する必要があったのであり、その特質のためにフランスはヨーロッパ文明の先頭を歩むことができた。したがってヨーロッパ文明史を語るにはその精華であるフランス文明の進展を辿るのがよろしいと述べて、それを実行している。

けれどもかりにフランス文明の特質がそうであれ、ギゾーの文明論の核心がそれを指摘することにあると考えるのは早計である。それはほんの枕にすぎない。まず『ヨーロッパ文明史』は今日のわれわれがその表題から想像するかもしれないような学術研究書ではない。それは政治思想の表明という面をおおいにもっている。したがってこの講義録は単独で解読されるよりも、彼のほかの著作——たとえば『代議政府の起源の歴史』や議会演説など——の照明のもとに、あるいはそれらとの連携のもとに読まれることを求めている。それにこの著作が王政復古の末期にソルボンヌに集った自由主義的若者を相手になされた講義録であることを忘れてはならない。彼の知的影響力が絶頂に達したのもこの頃であり、つい七月王政成立とともに彼は講壇を去り、王政の牽引車としての活動に身を投じるのである。ソルボンヌの講壇から大臣執務室へ——活動舞台の変化は、ギゾーの思索の結果がはいよいよ実地

に試されることを意味したのであり、それまでと異質の活動が開始されたわけではなかった。したがって『ヨーロッパ文明史』をある程度詳細に検討することで、文明史家としてだけでなく、やがて18年後に今度は自らが転覆されるにいたる政治家・政治思想家としてのギゾーの本領を瞥見することができる。

『ヨーロッパ文明史』はその副題にあるとおり、ローマ帝国崩壊からフランス革命にいたるまでの、主にフランス社会の展開を辿っている。はじめの講義で文明の進展の度合いは社会の進展と人間の発達とその両面から追及できる、あるいはそうしなければならないと述べつつも、1828年の講義の眼目は社会の進展を跡付けることにある。しかしわれわれはギゾーに寄り添って、非社会から社会が生まれ出るまでの歴史的経緯を逐次辿ることはしない。1840年代に入っていよいよ主導的な立場をしめるようになると、ギゾーは左右からの多くの批判に晒されたが、批判の矛先はどの部分に向けられていたのだろうか。すでにみたようにギゾー自身は二月革命でその地位を追われた後も、相変わらず当初の思想的布置を維持して揺るぎなかったけれど、それはまたなぜなのか。これらの問いにたいする可能な答えがすでに『ヨーロッパ文明史』のなかに蔵されていると思われるので、その範囲内でこの著作を検討してみたい。

ところで最初に素朴な疑問を提出しよう。なぜギゾーはローマ帝国崩壊以来のフランス社会の進歩を追跡するにあたって四つの社会構成要素——コミュン、聖職者階級、貴族階級そして最後に登場する王権——を設定して、その絡み具合という観点からこれを行っただろうか。事実がそうであったからギゾーはそれに従ったまでだ、というのはおそらく正しくない。ギゾーがあまりに鮮やかな手並みで論を組み立てたので、それは彼の創意による論理展開ではなく、まるでだれがフランスの過去を見てもそれ以外の歴史は考えられないようになったにすぎないだろう。じつを言えば『ヨーロッパ文明史』に先立ってギゾーが1820年から1822年にかけてパリ大学の歴史講座で

行った講義があり、その決定版が『代議政府の起源の歴史』として1851年に刊行された。これはフランスでなくイギリスを題材にした講義であったが、そのことには十分な理由がある。すなわちギゾーが構想するような代議政府は他国に先駆けてイギリスにおいて成立し、またこの時点ではイギリスにおいてのみ存在していた。その萌芽から最終的な定着にいたるまでの紆余曲折を、やがて800ページの分量にまとめられるほどの周到な内容でギゾーは語ったわけだが、そこでもやはり彼は四つの構成要素の角逐に代議制成立の要因を見て取っている。つまり彼は1828年の講義において、隣国イギリスを素材に数年前に獲得した歴史のダイナミズムを今度は自国の歴史に適用したのである。なぜそうしたかといえば、代議制確立に関するかぎりイギリスがヨーロッパの他の国にモデルを提供していたからであり、ギゾーはそのイギリスモデルをフランスに移植したいと念願していたからである。イギリス式の代議制の移植こそが自国の革命的状态を終息させ、「秩序と進歩」ある社会という文明の軌道にフランスを乗せてくれるだろうことを彼は確信していた。イギリスは大陸に先んじて革命状態を脱却し、各勢力間の闘争は議会制度の枠組みのなかで展開するようになったのに、一方のフランスでは革命状態が持続して専制者の出現を許すのはなぜか。この疑問がギゾーの出発点にある。

ところでイギリスで代議制がヨーロッパ諸国より早く確立した歴史的理由を探る作業は、ギゾーにいくつかの発見をさせた。そのひとつがイギリスにおける三つの権力の拮抗である。彼の地では王、封建大領主、そしてコミューン（自由都市）がほぼ同等の力をもっており、王と大貴族は互いに覇を競うために自陣営へのコミューンの取り込みを図り、コミューンはまたときどきの状況に応じてそのどちらかと結束して、一方の権力が飛びぬけて強大になる事態を回避しようとした。ギゾーは1688年の革命にいたるまでの三者の血みどろの闘争経緯を順次に辿って、つぎの結論に導かれた。すなわち専制権力の出現を阻止するためには同等の力をもつ権力が互いに牽制し、また互いに相手の存在を我慢しつつ共存する道を探らなければならない。その

ための機構がまずイギリスで実現したのは、そこでは自由都市がつまりは都市市民であるブルジョワが実質的に町の政治を取り仕切り、ひいては王権や封建大領主に十分対抗できる固有の政治権力をもって国政に参加していたからである。別言すればブルジョワが都市レベルで発揮している自由と権利を守るためには、国政に参加しなければならない。ローマ以来の歴史を振り返ると、それが実現していないところでは、都市市民の権利は行政の中央集権化が進んだ君主制のもとでことごとく失われている。「本当に自由が存在するのは、それを有する人たちが実質的にひとつの権力を行使している場合のみであり、またその権力の行使があらゆる権力の行使と結びついていなければならない。社会における自由とは権力への参加に他ならず、自由を本当にいや唯一守ってくれるのは、権力への参加です。自由が権利となっておらず、また権利が権力になっていないところでは、権利も自由もないのです。」¹

『代議制の起源の歴史』には代議制を可能ならしめた条件の探索という側面が濃くある。イギリスにおける代議制度確立の過程を追うギゾーの脳裏にはいよいよ彼我の差が焼き付けられていったに違いない。なぜイギリスが先鞭をつけたかという疑問は必然的に両国の比較に導き、それはまたフランスに欠けていた要素を強く意識させるからである。もしイギリスモデルに倣おうとするなら自国の欠落を埋める努力がなされなければならない。彼我の比較検討はギゾーに両国の決定的な相違を発見させる。それを『ヨーロッパ文明史』中の的確な文章で拾うと、イギリスでは「いろいろな力がいつも同時に発達し、それぞれの主張や利益のあいだに妥協がはかられる」のにたいし、大陸では「社会にある様々な要素、つまり宗教団体、世俗団体、君主政治、貴族政治、民主政治などは同時に存在しながら発達するのではなく、順次に発達した。」²「社会のさまざまな構成要素が同時に発展したことが、イギリスを大陸の諸国に先駆けていかなる社会であれその目的とするところ、すな

1. Guizot, *Histoire des origines du gouvernement représentatif*, Didiert et Cie, Paris, 1880. Tome 1, p. 333-334

2. Guizot, *Histoire de la civilisation en Europe*, Hachette, coll. *Pluriel*, Paris, 1985. p. 287

わち順法的で自由な政府の確立へと導くのに大いに貢献したことは疑いを入れない。」³

代議制の起源を検討するうちにギゾーにあきらかになったのは、フランスでは自由都市市民すなわちブルジョワの権力が、絶対王政が払った積年の努力の結果ほとんど壊滅してしまったのにたいし、一方イギリスでは地方にしっかりと根付いた制度——中央権力に対抗あるいは補完しうる権力行使の制度が存在したことである。フランスには互いに牽制しあう複数の対抗勢力が存在しなかったというのである。このテーゼは『アンシャン=レジームと大革命』（1856年刊行）の著者トクヴィルのものとして知られているが、ギゾーの指摘はそれにはるかに先立っている。ギゾーは言う、フランスでは「中央集権はすべての地方権力を打ち砕きそして吸収してしまった絶対権力のなせる業であった」が、一方のイギリスでは「地方権力は幾千の浮沈を繰り返しながら、いよいよ正規なものとしての性格を強めながら存続します。中央政府はそこから徐々に現れ、次第に形を整え、伸張していきました。（……）この状況がイギリスで自由政体が確立するに至った主要因です。」⁴ここで言及されている自由政体とは、すなわち社会を構成する各権力が一堂に会して議論を戦わす議会制度のことである。ところで各階級が会するといえば、フランスにも三部会があった。しかし三部会はそもそも王が聖職者階級、貴族階級そして第三身分の代表者を招集したもので、ギゾーによれば「フランス社会に本当に作用した重要な施策のどれ一つとして、また政府、立法、行政におけるいかなる重要な改革も三部会から発せられなかった」のであり、三部会が「統治の手段であったことはありません。政治の機構に組み入れられたことはないし、それが組織された目的であるところの、ともに国を形成する様々な社会をただひとつの組織にまとめるということもついになかった」⁵ということになる。

3. *ibid.*, p. 288

4. *ibid.*, tome 2, p. 55

5. *Histoire de la civilisation en Europe*, p. 234-235

つまりギゾーがイギリスにおけるその存在を羨望し、フランスにおけるその欠落を痛恨するのは、la Chambre des communes と呼ばれる下院である。イギリス下院を構成するのは小封建領主とブルジョワであり、かれらは下院に拠って大貴族と王権に対抗できた。その結果、これはまだ16世紀の話であるが、イギリスでは「議会はいまだ統治してこそいないが、すでに正式の機構となっていて、原則的に採用されまたじっさいにもしばしば不可欠な統治の一手段となっていた。」⁶ もし自由政体の樹立がイギリスモデルによるしかないとしたら、その点でフランスに欠落しているものが何かは明白であろう。イギリスでは下院が中央権力の一環をなす機構となったのにたいし、フランスではコミューンがその力をもちえなかったからである。なぜもちえなかったのか。その理由をギゾーは12世紀から16世紀にかけてフランスの大ブルジョワジーが挾撃された状況に置かれていた事実に求めている。「コミューンは富裕なブルジョワジーと、下層民のあらゆる誤った考えと悪徳に陥りがちな住民とに分裂してしまっただけです。上流ブルジョワジーは下流住民を統治するという極めつけの困難と、そして他方では失われた権力を奪回しようと図るコミューンの旧支配者の度重なる企てとのあいだに挟まれ、苦しみました。(……) コミューン内部には絶え間ない二つの精神の争闘がありました。下流住民においては無分別で抑制が効かない凶暴な民主主義的精神がみられ、一方その反動として上流住民においては臆病で妥協的な精神が発達したのですが、実際彼らはコミューン内部にいくらかの秩序と平和をもたらすためなら、王とであれ旧領主とであれ、まことに易々と折り合いをつけたのでした。この二つの精神はどちらも国家のなかで重要な位置をコミューンに占めさせるものではありませんでした。」⁷ 要約すればフランスのコミューンには「影響力をもつ、改革を断行する、統治する、そういったことを熱望する真に政治的な精神」⁸の獲得が困難だったのである。ギゾーは16世紀までのコミューンの在りようを叙述しながら、実際にはフランスのブルジョワ

6. *ibid.*, p. 236

7. *Histoire de la civilisation en Europe*, p. 187-188

8. *ibid.*, p. 183

ジーが確かな政治的勢力になりえなかった淵源を探っている。では淵源を突き止め原因を克服できるならば、中流階級を核にした中央政府つまり自由政体の樹立が可能なのか。少なくともギゾーは可能であると考えていた。

以上が中流階級 *la classe moyenne* を政治的に覚醒させ、彼らに権力への意欲を与えようとギゾーが懸命になる背景である。次の一節は彼の政治思想を実現するには中流階級の政治的覚醒が欠かせないことをよく示している。「もしブルジョワが中央権力において無でしかなく、もし中央権力の一翼を担いこれを行行使する市民が、同時にブルジョワの権利と利益を共有しないなら、またもし政治的在りようと市町村での在りようが、こうして並行に歩むだけで、いわばたがいに嵌り合うことがなければ、そこには必ずや——たとえ専制主義の手のなかであろうと、また隷属の只中であろうと——特権階級が成立する。」⁹

ではいかにしてブルジョワジーを政治に目覚めさせ、統治への意欲を掻き立てるか。それには彼らの祖先がおかれた状況を描き出し、同時にこれからの道筋を指し示すしかないだろう。歴史的状況の把握と将来への自信。『ヨーロッパ文明史』講義にはそのような意図がたしかに込められている。

2. ヨーロッパ文明史の見取り図

講義が半ばを超え話題が12世紀にさしかかったときに、ギゾーはヨーロッパ文明史のおおまかな見取り図を聴衆に提示した。それによるとヨーロッパ文明は三段階に分けて考えられる。第一期は5～12世紀にわたるいわば「諸起源と形成の時期」。第二期は13～16世紀で、これは「暗中模索の時期」。そして17世紀から以降が「発展の時期」である。

ではこの三つの時期区分を可能にする歴史観とはいかなるものか。それに答えるためにはギゾーが上記の各時期をどう特徴づけているかをみなければならない。まず5～12世紀には「王たち、世俗貴族階級、聖職者、ブルジョワ、自由身分保有農民、宗教権力そして世俗権力と、一言でいえばひとつの

9. *Histoire des origines du gouvernement représentatif*, t.1, p. 329

国、ひとつの政府を形成するすべてのものの萌芽がある。それなのに政府、国家の影も形もない。(……) 個別の力、特殊な事実、地域機関なら無数にある、しかしそこには一般的なもの、公なものは何もなく、本来の政治、真の国民性は存在しない。」¹⁰ この時期にはローマ帝国崩壊のあと民族大移動の長い期間を経て、ギゾーの用語でいえば「未開の時代」が終わり、人々の生活が漸く一定の土地に根付くようになり、ヨーロッパに封建制が定着する。

さてそこでギゾーと封建制という興味深いテーマにいたるわけであるが、ギゾーが文明史のなかで封建時代に与えている位置を評価するためには、『ヨーロッパ文明史』の講義が行われていたこの時期にも、アンジャン＝レジームの復活を望む貴族階級のなかに封建制度礼賛の動きがあったことを念頭におかなければならない。ギゾーは一方で封建制度礼賛者をこう牽制する、「かくも多くの麗しい感情や美徳が見つかり、またあらゆる文学が生まれ人々の暮らしぶりにも品格がその中で生まれてきた社会制度、そのシステムが巷間にいわれるほど悪いもので致命的であるとは、かれらには想像できないのであります。」¹¹ 封建社会の消滅をある種の貴族たちに惜しませるこの事実を、しかしギゾーは否認しているのではない。彼は10世紀に実現した封建社会を「まったく必然的で不可避であり、先行する状態からいえば唯一可能」¹² であった社会形態であり、それが文明の発展に一定の寄与をしたと認めるにやぶさかではない。けれどもその寄与はあくまでも個人、しかも領主とその家族などのごく限られた範囲にぞくする個人にみられる「感情、性格、思想の発達のうちでの大きく有益な影響」にとどまったのであり、文明の進展をはかるもう一方の基準——すなわち社会の進展の観点にたてば、封建制度は「全体の秩序の確立にも、全体の自由の拡大にも同様に対立した」。

いったい文明史講義におけるギゾーには何事であれ、事の一面だけをみて断罪するという狭小さが見られないのは注目に値する。しかし『ヨーロッパ文明史』の力点がどちらにおかれているかは明白であり、その点では封建制

10. *ibid.*, p. 192

11. *ibid.*, p. 129

12. *ibid.*, p. 115

度はギゾーにとって非-社会として乗り越えられるべき文明史の一階段にすぎない。

ところが17～18世紀になると、封建社会の特徴である個別性、特殊性、地域性といった性格が社会から払拭され「各地で二大形態が登場します、それがすなわち政府と人民です。総括的権力が国全体に作用し、国はまた自分たちを統治する権力に影響を及ぼす、これこそ社会これこそ歴史であります。」¹³

となれば第二期は、ヨーロッパが第一期から第三期へと変身をとげる期間として把握される。たとえば15世紀はそれまでローカルなまま連関もなく存在していた社会の構成要素が統一へ向けての胎動をはじめた世紀として性格づけられる。「全体の利益と全体に共通する思想を創出すること、専門意識地方意識を消滅させること、存在と精神をひとつに糾合し育成すること、要するにそれまで大規模には存在しなかったもの、すなわち人民と政府を創造することに努めた、それが15世紀の性格です。」¹⁴

ギゾーがたてたヨーロッパ文明の三段階をこうして俯瞰してみるだけで、彼が進歩主義の信奉者であることがわかる。同時代の思索家たちの多くと同様、彼にとっても、歴史は進歩する。では歴史はなにをめざして発展していると考えられたのだろうか。この問いに対する答えは、第三期で語られた：「これこそ社会これこそ歴史」というギゾーの断言に含まれるといっていよいが、しかしこれは答えの半ばでしかない。というのは「政府と人民」というすべてローカルなものがそこに収斂する二大形態が、実際どのような機構を通して関係するのがまだ分明になっていないからである。そこを明らかにしないとギゾーの独自性は見えてこないのだけれど、その前に片付けておくべき大事な問題がある。「政府と人民」とギゾーが言うときの政府とはなにか。

もちろんこれが中央政府の意味であることはわかるし、ギゾーが行政の中

13. *ibid.*, p. 192

14. *ibid.*, p. 239

中央集権化の熱心な推進者であることは著作も含めた彼の全活動が証明している。では彼の言う中央政府とはなにか。ここでわれわれはギゾーが文明の進展のうで王権に与えた役割を確認しなければならない。というのは彼が抱懐する政治システムは立憲君主制であり、そこで王は欠くべからざる機能として存在している。したがってそこには、歴史的経緯から言って王を外すのがむずかしいからその存在を認容するという以上の積極的な意味合いがある。

3. 王権の意味

ギゾーにおける王・王権の意味を探るためには、ヨーロッパ文明史の最終段階に位置する歴史的ファクターとしての意義と、もうひとつ彼が王権に付与した哲学的とも言うべき意味の両面からのアプローチが必要になる。われわれが依拠している『ヨーロッパ文明史』の刊本には、編者ロザンヴァロンによって初めて陽の目をみた未刊の原稿「政治哲学」が一緒に収録されていて、この二つの論考を合わせ読むとギゾーのうちでは文明史家と政治哲学者が表裏の関係にあることがわかる仕組みになっている。すくなくともこの二編を抱き合わせにした編者の意図もそこにあると推測することは可能であろう。ロザンヴァロンの示唆するところにしたがって、われわれはこの二つの著作（ただし「政治哲学」は未完のまま残された）を合わせ鏡のように使って王の姿をながめてみよう。

『ヨーロッパ文明史』の第九講義は「おそらく近代社会の形成、すなわち社会のあらゆる構成要素を政府と人民というこの二つの力に融合させるのにもっとも貢献した制度」としての王権を宣言することから始まっている。この部分にロザンヴァロンが注をつけていて、それによると近代文明発展の枠組み中の一要素としてのみ王権を捉えることは、ギゾーの政治的もくろみに合致こそすれ、事実からはとおく隔たっているとされる。つまりギゾーによる王権解釈は当時支配的だった解釈格子——王家の家族遺産としての王権、神授王権、唯一意思としての王権——を捨象するという際立った特徴を持つとされる。たしかにその指摘の通りであるけれど、これを裏からいえば、文明史の一要素としてギゾーの歴史的展望の中におさまる王権の意味を追求す

れば、『ヨーロッパ文明史』に秘められた政治的目論見が鮮明になるということでもあろう。それにまたギゾー自身は、周囲のかまびすしい王権論議がまったく不十分で、「世界史における王権の位置を捉えそこね、その本性と結果についてもしばしば間違ってきた」¹⁵と不満を洩らしてもいるのだから。

ところで文明史における王権の役割を語ろうとしてギゾーが歴史とはなにかに言及しているのは故なしとしない。というのは彼にとって歴史とは、それがどのような勢力であれ単なる力の支配が織り成すものではなく、あくまでも正当なる主権・正当なる主権者を人民が希求してゆくその過程に他ならないからである。そして王権だけが人民のその希求に応えることができた。「王権は、たとえそのような形において現れようと、一人の人間の意志とはまるで別物です。王権は理法上の主権 *la souveraineté de droit* の擬人化、つまり本質的に合理的で見識があり、正しく、公平で、すべての個人的な意思とは無縁でしかもそれらを超越しているというそのことによって、あらゆる個人的意思を統治する権利を有する意思の擬人化なのです」¹⁶

これは一見するとまるで手放しの王権礼賛のように響くが、そうではない。ギゾーのギゾーたる所以はまさにこの世のいかなる勢力にたいしてもこの正当なる主権を認めないところにあるのだから。理法上の主権つまり正当なる主権はあくまでも超越的なものであり、人間にはただそれを追及することしかできないというのがギゾーの根本命題である。われわれはギゾーを考える際に片時もこのことを忘れてはならない。「完全にして永続的な理法上の主権は誰にも属しません。それがどのようなものであれ人間の力に理法上の主権を付与することは根本的に間違った危険なことです。（……）いかなる時と所においても、いかなる権力であれ絶対的に自分だけがこの主権の正当なる所有者であるなどということはありません」¹⁷

それではなぜ王権は正当なる主権の擬人化であると見なされ、また自らも

15. *ibid.*, p. 208

16. *ibid.*, p. 208

17. *ibid.*, p. 210

「社会を唯一正当に統治しうるこの理法上の主権の代理者であると自負している」のだろうか。それはギゾーの考えでは、同じ性格が理法上の主権と王権とを貫いているからである。まずどちらも「唯一」である。加えてどちらも「永続的かつ常に同一」である。「理法上の主権はこの世のいかなる有為転変とも無縁な超越的状况に位置します。(……) 理法上の主権のこの理性的で自然な性格、それを最も感覚できる外貌において再生したもの、したがってそのもっとも忠実なイメージと思われたのが、すなわち王権です。」¹⁸ 両者に共通するこの性格が、王権以外の政治勢力たとえば封建貴族の力にたいして王権を優勢に導くものであったし、封建領主とコミューンの絶えざる争いにおいては王権をその調停者の位置に置くものであった。そしてそこそが12世紀のルイ肥満王から始まった近代王権の性質を決定付け、結局「政府と人民」という二項へと社会全体が収斂していったときに、「政府」として残ったのが封建大領主たちではなく王であった理由である。少なくともギゾーはひたすらこの論法によってヨーロッパ文明史の展開のうで王権が果たした役割を割り出した。

先に見たようにギゾーの考えによれば、封建体制のもと社会は混乱の極みにあり、公の秩序と呼べるようなものは影も形もない。ギゾーの封建体制嫌いは徹底しており、同時代の貴族たちが過去の美化と賛美に走れば走るほど、その虚構を暴き立てずにはいられないかの印象をうける。ここでも王権称揚が表の面とすれば、その裏面で暗示されているのは非-社会としての封建体制である。たとえば当時流布していた理論があり、それによると封建体制下の王は領主たちの領主であり、個々の領主たちの臣下は自分の主君を介して順繰りについては王につながるというヒエラルキーが社会をしっかりと構成していた。ところがこれにたいするギゾーの見解は容赦ない。「それが封建的王権の理論であることは百も承知しています。しかしそれは単なる理論にすぎず、それが事実を左右したことは一度もないのです。(……) 実際はこの時代、ほとんどの領主は王権から完全に独立していた。かれらの多くに

18. *ibid.*, p. 210

とって王は実体としての意味をもたず、王との関係などまったくないか、あったとしてもそれはあるかなきかの有様でした。すべての君主権はローカルで、独立していたのです。」¹⁹

ギゾーは同時代の貴族たちが自分たちの遠い祖先がいまだ王権によってその権力と自由を奪われる以前の「ローカルで、独立していた」状態を理想郷として思い描くことを許さない。「ローカルで、独立」とは、裏を返せば国としての統一がないということであり、革命の余震におびえるこの時代にそれは反社会的態度であるというのがギゾーの判断であった。すくなくともギゾーが急務と考えたのは、中央集権のもとで国民をまとめ、フランスに自由と秩序のある国家としての体裁を与えることであったから、あまり大音声で幻想の過去を賛美する歌を歌われては困るのである。ギゾーがもっぱら国民統一の原動力としての王権にこだわり、王権のさまざまな与件のなかでその一面にのみ強烈な照明をあててみせるについては、そこに高度な政治的判断が働いているとみななければならないだろう。王権はあくまでも個別の諸勢力から超然とした機能でなければならず、そのためには単なる力に加えて「道徳的力」の保持者でなければならない。なぜなら単なる力は決して統治原理になりえないから。したがってギゾーが12世紀の王権のいまだ脆弱な性格についてふれながら、にもかかわらずそこに近代王権の萌芽を認め、その芽がやがて大きくふくらみしっかりと開花する当然の理由を見るのは、まさに「国の大治安判事としての権力」が王の名に結びついたからである。「もういちど繰り返して言えば、王権は公的秩序、司法、共通利害の受託者および庇護者として、社会の中心でもあり絆でもある大司法官の特徴のもとに人民の目に登場し、かれらの賛同をとりつけることによってその力をわがものとしたのです。」²⁰

4. 政治的正当性は神との契約

ギゾーがいうように果たして王権が封建貴族の持たない「道徳的力」を表

19. *ibid.*, p. 217

20. *ibid.*, p. 219

徴するものとしてその立場を強固にしていって、そしてまたそのような王権を核に国家が次第に形成されていったとしても、一方で彼は理法上の主権は超越的であるとも言明していた。それならば理法上の主権をその擬人化である王権はどのように顕在させるのだろうか。

先にみたように王権が理法上の主権に擬せられるのは「唯一」「不変」という性格による。しかしたとえそれは王権が正当なる主権のイメージを与えるからであるにしろ、イメージは実体とは異なる。それならば超越的な主権者は誰か。ギゾーにとってそれは神以外にありえない。「単一性は神のみに属する。ただ一つの法しか持たない——それはすべてを包摂し永遠なる構想にしたがってすべてを決する法であるが——単一で譲渡不可能な主権はただ神のうちにのみある。」²¹

社会成立の要件として統治権力には道徳的力が必須であるとしても、もし道徳的力がそこから派生する正当なる主権が神のみに属するならば、政府の正当性を保証するのは神の契約であって、ルソーが言ったように社会契約ではないことになる。「人間を正義と真実の法につなぐ契約は、人間の所産ではありません。これらの法もまた然り。これは神の契約であって、そこには至高者の手によってあらゆる人間関係の真の規則が書き込まれており、政府と人民が互いに義務を負うようにしています。というのはまさに神の契約は政府と人民の双方に勝るからであり、かれらの意志の支配下に陥る事などありえないからです。また人間の本性は不完全であるから、政府も人民も神の契約の規則を十分に認識し遵守できないことがあるかもしれない。それでもなおかつ人間は契約を破ることも、また長期間にわたってそれを忘れしかも罰を受けないでいるということとはできないのです。社会はこの契約を遵守した結果です。政府はそのための方策です。」²²

社会とはなにか、政府とはなにか。ギゾーの提出する回答は彼をルソーおよびその流れをくむ思想家たちと真っ向から対立させるもので、そこにこそ

21. *Philosophie politique*, p. 342

22. *ibid.*, p. 333

ギゾーの政治思想の独自性がある。近年顕著なギゾー再評価の気運の盛り上がりは、社会契約論によって社会と政府の起源を説明する思想の行き詰まりを暗示するもので、われわれが今社会の成り立ちを根本から再考することを余儀なくされている状況を反映しているのだろう。しかしこの興味深い課題はギゾーの文明論の枠内で考究するには深すぎる。文明論に戻ろう。

そこでギゾーの考えに従えば、同時代の貴族階級のある部分の主張、すなわち正当といえは千年の歴史を閲した正統王朝派に他ならないというのは、本質的議論ではない。神に属する主権を地上の権力が僭称するとき、そこには決まって専制政治が出現する。王権といえども例外ではない。それならばなぜギゾーは王権を支持するのか、また専制政治を回避しながら「道徳的正当性」を実現し、社会制度と権力を正義と理性の法則に合致させる手段はあるのか、それが問われなければならない。

5. なぜ立憲王政でなければならないか

王権とギゾーが言うとき、彼の頭にあるのは『ヨーロッパ文明史』でその変遷を跡付けた四種類の王権——蛮族の王権、ローマの皇帝的王権、宗教的王権、封建的王権——のいずれでもなく、近代的王権であることは明らかであるが、その特徴の一つに王位の世襲制が挙げられる。なぜ選挙で選ばれる王、国家の擬人化としての王権であってはならないのだろうか。それは世襲制のみが王権の存在と王権の行為を分離することを可能にして、それによってギゾーが王権に求める二つの要件を満たすからである。人民がその正当性を認めた王権が永続的に存在することは、社会が自らを正常な存在、安定した存在であると感じるために必要である。しかしその一方で王権の行為といえども、他のいかなる地上権力の場合同様に、真実の法である理性に則って行為する限りにおいてしか正当ではない。「権力の行為がその存在同様に不変で独立してあるなら、そこにはかならず独裁が生まれます。また権力の存在がその行為に由来するあらゆる可能性に完全に規制されるなら、権力の存在は絶えず中断されしばしば不確定になることは避けられず、それどころか

存在しなくなることすらありえるでしょう。』²³ 社会が正常な状態で存続するためにはこの二重の不都合を排除しなければならない。王権の世襲制はまさにその要請に応えるものである。「王位世襲制が社会権力の存在に不可侵性と永続性を付与することによって聖別したのは、社会権力の存在そのもの、その不断の現存です。そうしてから世襲制は、権力の行為を理性と正義に適うものであらしめる、つまり道徳的に正当であることを保障する条件、試練、形式に服従させる自由をまるまる残しておくのです。』²⁴ われわれはここにこそ七月王政の舵取りとしてのギゾーが共和政樹立をめざす勢力と対決し続けなければならない根本理由を見出す。社会が永続の感覚を持ち続けるためには永続する権力のもとになければならず、いっぽう権力が理性、正義、真実をめざして行使されるためには、権力はすでにそれらを体現していると思っ
てはならないのである。これがギゾーの理想とする社会機構、権力機構であり、その実現は共和政ではなく立憲王政によるしかない。

6. 代議制度はなにを représenter するか

『ヨーロッパ文明史』の講義も終盤に入りルイ14世の治世にさしかかると、絶対王政への賛嘆が捧げられる一方で、それがルイ15世から衰退の一途を辿り、ついに革命に突入するしかなかった原因が追求される。

ギゾーはルイ14世の政府を高く評価する。戦争、外交、行政いずれの方面においてもルイ14世の政府は従来やり方と決別し、フランスの国益のための戦争しか行わず、宗教原理の影響を免れた外交戦力によってフランスとその政府の強大化をめざし、またヨーロッパ列強に比較しても卓越した行政をおこなったと、賛辞を連ねる。とりわけルイ14世政府の行政にたいしては、これこそが行政であると褒めちぎる。つまりギゾーは自分が構想する行政のあり方がそこで実現されているのを確認したのだ。「行政とは中央権力の意思をもっとも迅速かつ正確に社会の隅々に行き渡らせ、また同様に迅速正確に、人であれ金であれ社会のもてる力を中央権力にのぼらせるための手段の

23. *ibid.*, p. 359-360

24. *ibid.*, p. 361

総体にある。わたしにはそれが行政の真の目的であり、その支配的な性格と
 思えます。そうであるなら社会のなかに統一と秩序を確立するのがとりわけ
 必要である時代には、行政はばらばらに散らばっている要素を接近させ、接
 合し、ひとつに結び合わせるためのもっとも大きな手段です。実際これがル
 イ14世の行政が達成したことでした。」²⁵

おそらくギゾーにはルイ14世が当面した課題と自分のそれとが重なってみ
 えたのではなかろうか。ナポレオンの強力な帝政のもとでそれなりに統一
 としての様相を保っていた国家は、帝政崩壊後ブルボン家が王位に復位し、
 シャルル10世が反動的な政治を推し進めるギゾーの時代になると、再び革命
 派、反革命派、加えてボナパルト派などの諸勢力が闘争する場になったので
 あり、文字通り「社会のなかに統一と秩序を確立するのがとりわけ必要」に
 なった。中央集権をさらに推進し、国をまとめる——この目的のために邁進
 しているギゾーがルイ14世の行政に理想の姿をみるのは当然であろう。

ところがすでに王の晩年、国家の繁栄には凋落の兆しが現れ、次のルイ15
 世の治世になると「18世紀を通じて政府がほぼ完全に消滅し、代わってほと
 んど唯一の立役者として人間精神が登場する」²⁶ 事態となる。その経緯を観
 察してギゾーは問う、理想的なルイ14世の政府が主人の肉体の衰えとともに
 衰退していったのはなぜか、と。たしかにそこに欠けていたものを補うこと
 ができるものならば、理想の行政を永続させることが可能になる理屈である。
 じっさいにギゾーがこの順番で推論したのか、あるいは彼にはすでに出来上
 がった政治思想があり、それに照らしてルイ14世の政府に論断を下したのか、
 どちらとも断定はむずかしいけれど、『ヨーロッパ文明史』以前の著作をみ
 るとおそらく後者の判断が正しいと思われる。それはともかく、ではルイ14
 世の政府にはなにが欠如していたか。ギゾーは聴衆に言う、「いいですか皆
 さん、この政府が絶対権力以外の原理をもたず、絶対権力という土台のうえ
 にしか建てられていなかったというそれだけで、その凋落は急速でもあり、
 また当然でもあったのです。ルイ14世のフランスに本質的に欠けていたもの、

25. *Histoire de la civilisation en Europe*, p. 296-297

26. *ibid.*, p. 300

それは諸々の機構であり、自発的な行動と抵抗がともに可能である自立的に存続できる政治的力です。(……) 中央権力の意思と行為、あの時代輝いて見えたのはこれだけです。ルイ14世の政府は偉業です、強力で華々しいものです、しかしそれは根無しでした。自由な社会機構は政府が賢明であることを保証するだけでなく、政府の長生きの保証でもあるのです。(……) ルイ14世の治世、権力にも自由にも機構というものが欠けていた。この時代には政府の不当な行為から国を守るものは何もなく、また時代の避けがたい作用から政府自身を守るものもなかった。こうして政府は自らの衰亡に立ち会ったのです。」²⁷

文明史の講義がここまできて、ようやくギゾーが若い聴衆をどこに引張って行きたいのかはっきりしてきた。絶対王政の美点と自由政体の美点をあわせもつ政治体制、つまり代議制に依拠する立憲王政をフランスに定着させることによって、革命状態から国を救い出し、秩序と進歩ある社会を実現させるというプログラムの必要性を理解させる——それがギゾーの目論見ではなかったかと思われる。

しかし代議制が代表させようとするのはなにか。ギゾーの答えは明確である。代議制とは神の法——正義、理性、真実を探求するための政治システムであり、人民の意志や利益を代表するためのものではないと。政治家ギゾーが、民主勢力とは数の主権を主張する破壊勢力であるとみなし、それに理性の主権を対抗させるための手段として制限選挙を説いて頑として譲らなかった背景には、神の法を確信し、その探求に身を捧げる思想家がいる。

では果たして実際に権力の一翼を担う立場になってからのギゾーは、彼のプログラムを順調に実現することができただろうか。ギゾーに向けられた左右からの批判は、ギゾーが提起した課題を過去のものとするに十分な思想的な射程距離をもっていただろうか。そのことを次に検討したい。

27. *ibid.*, p. 299